

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第2回 所沢市地域福祉推進委員会
開催日時	平成29年10月31日（火）10時00分 ～12時05分
開催場所	こどもと福祉の未来館 ボランティア活動室1・2号
出席者の氏名	中島 修（委員長）、神武 恭子（副委員長）、石渡 博幸、岡村 英雄 柴井 せん、高柳 進、根本 明子、西川 達男、清水 路子、 我妻 明、渡辺 正晴
欠席者の氏名	赤坂 悦、石渡 博幸、一ノ瀬 麻子、岡村 淳子
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 第2次所沢市地域福祉計画中間評価について (2) その他
会議資料	<p>【配布資料】</p> <p>会議次第</p> <p>資料1：第2次所沢市地域福祉計画 計画の推進</p> <p>資料2：評価表案</p> <p>資料3：進行管理表</p> <p>資料4：所沢市地域福祉計画 推進の流れ</p> <p>資料5：社会福祉法改正に伴う「市町村地域福祉計画」の見直し</p> <p>資料6：第5期埼玉県地域福祉支援計画と所沢市地域福祉計画の比較</p> <p>資料7：全国社会福祉協議会情報紙「NORMA(ノーマ)」の写し</p> <p>資料8：地域福祉(支援)計画策定ガイドライン改定のポイント</p>
担当部課名	<p>福祉部 地域福祉センター</p> <p>電話04（2922）2115</p> <p>地域福祉センター センター長 斎藤 伸壽</p> <p>地域福祉センター 主査 遠藤 康代</p> <p>地域福祉センター 主事 竹迫 祐亮</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
齋藤センター長	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p>
中島委員長	<p>2. 委員長あいさつ おはようございます。本日は最近の状況なども少し考えながら進めていきたい。 本年5月の社会福祉法の改正により、我々の取り組む地域福祉計画の位置づけもかなり新しくなった。前回委員会でも説明をしたところだが、埼玉県地域福祉支援計画も国の方向性が示されたことで方向性が決まったので、策定に際して作業部会長を仰せつかっているところ。事務局からの説明もあると思うが、市町村計画も変わってくるところだが、具体的には、地域福祉計画の中に「高齢者・障害者・児童」の共通事項を盛り込むというのが新しい方向性。そうすると所沢市の計画をどのように考えていくのかということになり、大きな転換期に来ていると言える。 そのような中ではあるが、現在の計画を見直しながら提言書をまとめていくというのが我々の役割。国の動向を少し加味しつつも、現行計画は進行管理をきちんと行うためにスリム化したのであるから、その進行管理の部分についても、本日は皆様からご意見も頂き、一定の方向性を出していきたい。 話のスケールが大きくなることも多く、わかりにくいところもあると思うが、出来るだけ皆さんと共有しながら会議を進めていきたい。</p>
齋藤センター長	<p>～欠席者の報告～ ～会議の公開の確認～ 傍聴希望者 なし ～資料の確認～</p>
中島委員長 遠藤主査	<p>3. 議 題 1. 第2次所沢市地域福祉計画中間評価について では、議題1について、事務局より説明をお願いしたい。 議題1のうち、まず計画の評価について、資料1～4により説明を行った。 ・ 現行の計画書による、計画推進の方法の確認 ・ 評価表案の提案、評価に用いる実績値をいつ時点とするか。 ・ 目標指標の変更について、評価の方法について ・ 評価及び提言書のスケジュール確認 ・ 次回会議の実施方法（作業部会とするか委員会として実施するか）</p>

中島委員長	<p>資料1の「方向性の確認」だが、事務局説明では、計画の3年目であるも今計画では3年での大幅な改定は行わない、社会福祉法の改正やなど、国の情勢が動いている部分もあるが、評価及び提言書を提出するという形でよろしいかという説明であった。</p> <p>まずは、資料2の評価の様式などについて、また、評価方法が4段階で行うという提案であるが、実際埼玉県もこのように評価を行っている。今回の評価案は、Aが100%達成、Bが80%以上、Cは目標達成していないが進んでいる、Dが要検討いうことであつた。</p>
渡辺委員	実績値を%に沿って評価するので、わかりやすくよいと思う。
根本委員	同じ意見である。
神武副委員長	計画の中には、社会福祉協議会の指標もあると思うが、社協の計画でもこの時期に同じように評価を行うと思うので、同じ指標を使っている部分については、異なる評価とにならないよう整合性を持たせるべきである。
中島委員長	<p>評価については、市が評価した原案を議論するだけでなく、作業部会で一緒になって評価していくというもの。その議論の中で評価案を作っていくので、その中で、副委員長が言っていた社協の評価についても加味していきたい。</p> <p>地域福祉計画というのは、社協の施策も取り組みとして位置づけている。通常、行政計画で他団体の事業を盛り込むということはまずないが、地域福祉の特性上、社協の取り組みと行政の取り組みは、つながらざるを得ない。どこの自治体でも地域福祉計画については同様であるといえる。社協の取り組みも行政計画の中で一緒に評価していくということになってくる。</p> <p>それでは評価様式については、概ねこういった形でよいか。</p> <p>(委員、うなずき了承)</p>
中島委員長	では次に、どの時点の目標値の評価時点についてだが、28年度末の実績とするが、29年度上半期とするか。29年度末はスケジュール的に不可能。違いとしては、28年度末の数字は一年間の実績、29年度上半期とすると最新ではあるも半年間の数値となる。
岡村英雄委員	障害者記念週間の実績などは、下半期に行う事業が実績値となっており、上半期の実績では評価のしようがない。
中島委員長	確かに下半期を中心に実績を出すものもあるので、公平性を考えると28年度末が良いというご意見である。
渡辺委員	評価はいつの時点でしなければならないのか。

中島委員長	いつ、という決まりはない。我々がしっかり評価できる時期であればよい。
渡辺委員	29年度末の実績まで待ち、5、6月に評価を行うということとは？
中島委員長	提言の時期がずれ込んできてしまう。28年度末ということであれば、どの事業についても1年間の実績を踏まえたもので、公平性も保てるということだが。
根本委員	最新の状況である29年度上半期までわかったほうが、評価しやすいように思う。一般的には、こういった評価の仕方はどの時点となるのか？
中島委員長	公平に各項目が評価できる、ということに着目すると、年度末の方が評価はしやすい面はある。
我妻委員	28年度事業実績で、その右側が29年度の目標値となっているが、28年度の目標値はないのか。
遠藤主査	計画の目標値は、26年度末を現況値として、29年度末と32年度末の時点での目標値を設定している。29年度の実績はまだどの時点でも出ていない。
中島委員長	少し勘違いをしていた部分があった。現時点での最新値は28年度末ということであるので、必然的にこれが基準になってくるようである。
遠藤主査	27年度に12月末の実績値を図ったことがあるが、今回の評価に最新の値を、となると、今後のスケジュールの日程がずれ込んでくる。会議が1月であれば、お示しできなくはない。
中島委員長	次回の会議が1月と想定すると、12月末の実績が出せるかもということか。
遠藤主査	その通り。
斎藤センター長	表記方法についてだが、29年度の目標値のところに、二段書きで12月末までの実績値を参考値として載せた方がわかりやすいか。
中島委員長	最新値が見たいというご意見もある。公平性を考えると年度末時点が良いが、最新値を載せてもらえれば、状況の確認もしやすい。12月末まで出るのであれば、1～3月に大きな動きがなければ、実績値に近い数字となると思うが、可能か。
遠藤主査	12月末まで盛り込むとなると、それを委員の皆様へ配布するのは、1半月ばとなってくるので、その後のスケジュールがかなりタイトとなってくる。

<p>斎藤センター長 中島委員長</p>	<p>(実績が) 出てくると出てこないのがあるよりは、そろえた方が良いのではないか。</p>
	<p>実績値の確認には各部署に照会が必要、かなり忙しくなるので、評価は28年度末の時点で行うというのでいかがか。その上で最新値が出そろってきたところで、その確認もしながら加味する必要があるれば見ていくということとしたい。評価の数字としては、28年度実績とする。</p> <p>あとは、資料3を見ていただきたい。目標値の変更などがあると事務局からの説明もあったが、すでに32年度の目標値を超えているところもある。何か目を通してご意見はないか。事務局に質問だが、変更部分のほとんどが、達成したものの増加、あるいは端数処理などということか？</p>
<p>遠藤主査</p>	<p>一部そうでないものもある。「高齢者見守り相談員」の事業については、今後特に目標値を設定しない方向であるとのことである。これについては、何度もこの委員会の場でも議論を重ねてきたが、果たしてこういった訪問型のサービスについて、相談員や利用者が単に増えることが良いのか、といった点において議論があるという。高齢者支援課としては、「(単に)増やす」という方向を見直し、目標数値の設定はしないという方向とするとのことである。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>前回、かなり議論をした部分である。介護予防の関係もあり、要介護以上の方についてはヘルパーがついているし、要支援の方についても、色々なサービスが動いているので、必ずしも右肩上がりに増えていくことが良いことではないということでの目標値の見直しだと理解する。</p>
<p>神武副委員長</p>	<p>未来館の満足度については、どのように調べるのか？</p>
<p>斎藤センター長</p>	<p>年に2回、利用者にアンケートを実施している。そこで確認をしている。今年の第1回目はちょうど明日から実施し、3月にも再度行う。</p>
<p>中島委員長</p>	<p>アンケートの実施とのことだが、89%の実績はかなり高いものと言える。9割近い満足度はそうそう出るものではない。若いお母さんたちがたくさん利用してくれているなどもあるのか。</p>
<p>柴井委員</p>	<p>指標22・生活困窮者自立支援促進事業について、困窮者はどのように見つけ出しているのか。</p>
<p>斎藤センター長</p>	<p>一番は、福祉の相談窓口において相談を受けるとのことと、社協CSWの地域での活動により支援が必要な方を、1階の相談支援課につなげてもある。福祉の相談窓口に来る人以外にも、(来られない人からの)電話の相談もある。施設のオープンから1年近く経ち、相談窓口の認知度も上がっているようである。旧庁舎でも同様の相談を受けていたが、ここに来てからの方が増えていると聞く。</p>

中島委員長	<p>生活困窮の相談件数もモデル事業時の実績から目標値を作ったら、あっという間に目標を超えてしまった。今センター長から話があったように、まだ窓口に来ることに躊躇したり、窓口の存在に気付けない人もいるので、CSWの存在なども重要と言える。今回はずいぶん大幅な目標変更となるが、全国的にも同様の傾向にある。</p> <p>清水委員から、地域包括支援センターの相談件数などについてのご意見はあるか。</p>
清水委員	<p>地域包括支援センター自体の周知は出来つつあると考えるが、今年度から、各圏域内に地域包括支援センターが移転したこともあり、地域の中でより相談しやすいものとなったのではないかと思う。</p>
中島委員長	<p>当初、各圏域の中になかったところがあったので、生活圏内に整ったということである。地域包括支援センターは、我々にはなじみがあるが、一般の方は知らない人も多い。</p>
清水委員	<p>生活困窮ともつながるかもしれないが、相談に来る方は、包括を知ってこられる方が多いが、まだまだ周知は足りていない。実際は相談に来ないの方が困っていたり困窮していたりすることが多く、課題と考える。</p>
中島委員長	<p>自治会の立場から、高柳委員はいかがか。</p>
高柳委員	<p>総合学習での福祉学習について、学校も色々なイベントなどを企画してくれているが、継続性の部分で課題がある。例えば防災訓練などで、学校に福祉学習の呼びかけをしているも、ほとんど参加者がいない状況。学校からも地域行事の参加の重要性などの指導もしていただけると良いのではと考える。</p>
中島委員長	<p>学校も総合学習などで、いろいろ考えてはいるであろう。継続性については問題があるのかもしれないが、本日はPTAの立場では一ノ瀬委員はご欠席である。</p> <p>一般の方に、在宅介護支援センターというのにはなじみがあっても、一般の方には、地域包括支援センターのなじみが薄い。地域福祉として非常に重要な位置にいるのに、(周知は)なかなか難しい。しかし、少しずつでも進んでいるから、相談件数は伸びていると考えられる。</p> <p>では、評価について集約すると、評価の仕方としては資料2の表を使い、28年度末の実績値を用いるということ、評価の目標値は資料3のように変更もしていくということによろしいか。</p>
岡村英雄委員	<p>計画においては、基本方針と重点施策があると思うが、重点施策についての評価はどのように実施していくのか。</p>
遠藤主査	<p>重点施策につきましては、細かい目標値を設定していないものもあるので、今までの取り組み内容をこちらよりお示しして、それに基づいた評価を行っていくことを考えている。</p>

中島委員長	<p>評価自体は、重点施策に対しても行うということである。</p> <p>また、評価項目もダイヤグラムのような形でうまく表現できたらわかりやすいので、いろいろ工夫して行っていきたい。</p> <p>次に、この評価を「作業部会」を作る件について、事務局より提案があった。第2次の策定については、有志の集まりのような形で、報酬なしの作業部会を行ってきた。今回は、報酬のある形で記録の残る会議での開催ということか。</p>
遠藤主査	<p>名称としては「第3回」として「会議」の形で行いたい。内容としては、作業部会のような自由な意見交換を想定している。</p>
中島委員長	<p>作業部会というよりは、委員会の中で作業を行うというイメージのようである。報酬の出る会議で議事録を残す形か、従来のような自由な雰囲気での作業部会を開催するかということだがいかがか。策定に関わった方の中で、ご意見はいかがか。</p>
岡村英雄委員	<p>計画策定時の作業部会は、複数回開催したが、今回は委員会形式で1回という回数制限があるということか</p>
斎藤センター長	<p>予算上の問題が大きい。事務局としては、せっかく来ていただきご意見をいただくなら報酬を支払いたい。前回は予算不足もあり作業部会とさせていただいた面もある。</p> <p>(1回というという制限については) 策定と違って一から作るわけではないので、作業部会の回数も少ないのではないか。</p>
柴井委員	<p>報酬面もあるかと思うが、出来たら以前のような作業部会で、自由な雰囲気で行いたいと思う。作業部会にあたっては、できれば多くの委員に参加して意見をいただきたいと思う。</p>
神武委員	<p>委員会となると、固い感じの内容ともなる。フリーな感じで行う場あった方が良い。報酬の有無についてはわからないが、フリートーク形式を望む。前回の作業部会は、グループ討議のような形でも行ったので、意見交換としてはとても良かった。</p>
渡辺委員	<p>あまり報酬のことは頭になかった。日程の通知は1か月前くらいに早めにいただけると仕事も調整しやすい。</p>
中島委員長	<p>まとめると、任意で報酬なしの作業部会は実施する。全員参加の委員会としてはあと2回でしっかりと評価をしていきたい、ということになる。</p>
斎藤センター長	<p>今後、評価について各課に実績値など照会等もあるが、原案を作って作業部会にかけ、その後委員会で審議を行い、提言としていくという形でよろしいか。</p>
中島委員長	<p>その通り。具体的に提言書はいつごろまとめるのか。</p>

遠藤主査	前期3年間のまとめで提言書をいただくので、年度内にはまとめる形となる。
中島委員長	若干忙しいが、そういったスケジュールとなる。年内に1回くらい集まり作業部会を行うことになる。その時にたたき台の原案が必要になるので、材料が整ったところで作業部会となるので、事務局としてもよろしくお願いいたします。
事務局	了解した。
中島委員長	では、次の議題「提言書」について、事務局より説明をお願いしたい。
遠藤主査	<p>議題1のうち、</p> <p>資料5：社会福祉法改正に伴う「市町村地域福祉計画」の見直し提言書について</p> <p>資料6：第5期埼玉県地域福祉支援計画と所沢市地域福祉計画の比較</p> <p>を使用し、説明を行った。</p> <p>今回の会議での目標→提言書の柱としていくべき事項の候補の洗い出し。</p>
中島委員長	<p>提言書を年度末までにまとめていくが、大幅な計画改定は行わないということであった。</p> <p>資料7は全国社会福祉協議会情報紙「NORMA(ノーマ)」の写しであるが、先日埼玉県主催で、埼玉県地域福祉支援計画の説明会において使われた資料である。</p> <p>地域福祉計画の根拠となっている「社会福祉法」が、今年の5月に改正となった。今後は「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」の考え方により、福祉の課題を我が事として考えるようにしよう、丸ごとというのは、各家庭にある介護問題、ひきこもり問題などが複合的に存在している課題を、丸ごと受け止めていこうというもの。そのための法改正が、今回の社会福祉法の改正である。</p> <p>地域福祉については、同法の第4条に書かれているが、資料のP3下部分にも新たに加えられた第4条の2について記載されている。いわゆる要介護のこと、介護保険の対象になることを言っているが、保健医療、住まい、教育などの課題、加えて地域社会からの孤立などが書かれている。「世帯が抱える福祉」というのがキーワードで、今までの個人に対する考えから変わったところ。また、地域社会からの孤立を防いでいく支援が謳われたものである。また、「あらゆる分野の活動への参加」ともあり、「世帯」「孤立」「参加」の3つがキーワードになる。これらを「地域生活課題」という新たな考えで捉えられることになったのが、この改正の目玉である。</p> <p>また資料3ページの下部分にもあるが、「包括的な支援体制の整備」というものが入ってきた。これがいわゆる総合相談の仕組みを定めたものである。所沢市は、この未来館に「総合相談」の窓口を作ったが、包括的な支援体制が法律により求められることとなった。それは社会福祉法106条の2により「児童」「障害」「高齢」の問題を入れていくこととなったためである。地域子育て支援拠点、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）、介護保険法の部分、障害者支援法の部分、子ども子育て支援法の部分、のような内容を盛り込むようにということ。「地域生活課題」を解決す</p>

るのに大切だということが書いてある。つまりは(福祉が)総合化してきたということ。

次にP4の2段落目に、市町村地域福祉計画について107条の規定がある。第1項で新しく入ってきたのが、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉について共通して取り組むべき事項を入れていくということ。同じく第5に、前条同項各号に、先述した地域子育て支援拠点、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)、介護保険法の事業、障害者支援法の事業、子ども子育て支援法の利用支援事業など、こういった事業を行うのであれば、しっかり盛り込むようにということも規定された。他の項はほぼ従来通りであるが、PDCAサイクルについても位置づけられた。このように地域福祉計画が各分野の計画の上位計画に位置付けられて、各分野計画を盛り込んでいくものとなった。

一方、108条には都道府県地域福祉計画についても規定があるが、こちらも同じような内容を盛り込むことが謳われており、埼玉県地域福祉支援計画も、総合化してきた幅の広い大きな計画となってきている。県計画の作業部会長を仰せつかっているが、素案が固まり、まもなく親委員会にかけてまとめていく工程に入る。

先ほど事務局から説明のあった、資料6について、第5期埼玉県地域福祉支援計画柱立て案と第2次所沢市地域福祉計画の柱立ての比較表である。左側が県計画案だが、概ねこのまま行くと思われる。もともと、県の第4期計画は、地域福祉と地域包括ケアを一体化するようなことを意識したものであった。地域福祉は高齢者だけではないが、比較的高齢者・障害者分野についてはおおむね第4期で盛り込まれ、今回新たに環境づくり、子どもの貧困、担い手づくりなどが盛り込まれることとなった。障害分野に関して、ユニバーサルデザインや障害者差別解消法の関係なども盛り込まれ、また、住宅分野では法改正により「住宅確保要配慮者」が定義され、高齢者、障害者、ひとり親家庭などに対し、比較的安価な民間賃貸住宅を確保していくということも盛り込まれた。ここは今まで、住宅部局と福祉部局の連携が取れていなかった部分で、今後連携して考えていくべきところ。また、基盤づくりの面では、社会福祉協議会がCSWを中心に非常に重要な役割を担い、地域包括支援センターが重要な相談窓口になっているということも勘案し、相談機能体制の強化などが入ってきている。ほかにも東京都と比較して市民後見人の養成などに遅れが出ている権利擁護のこと、社会福祉法人の社会貢献の部分など、必要なところは制度改正も含めて次期計画に盛り込ませていただいている。

難しいところは、基盤づくりの部分で「市町村における包括的な相談支援体制づくり」のところ、各自自治体においては、やはりまだ高齢・障害・児童の相談窓口がわかれているのが常識ではある。今後市町村が、どのように包括的な支援体制を整備していけばよいかというモデルを県がどう示していけるかということ。これらは、資料8の国が示したガイドラインに書いてあるので、目を通しておいてほしい。

資料6にあるとおり、所沢市は第1次の計画はとても幅広く大きなもので地域福祉の基盤整備というものであったが、その分進捗管理がしにくかった。このため、第2次はスリム化した計画とし、しっかり進捗管理をしていこうということにした。しかし法改正により、再び横断的総合的な計画にしてくよう国が示した。これにより県支援計画は、その方向性で策定したが、資料6に事務局が線を引いているが、所沢市の地域福祉計画では、足りない内容が生じた。これらを承知したうえで、今後の3年間で法改正に沿っ

石渡委員	<p>た内容になるよういくことになる。他の福祉の分野別計画とも連携・調整が必要にもなってくる。</p> <p>法改正に沿った内容としていくためには、専門的な視点も必要になってくるが、市民の目線も盛り込んで策定していくべきだと考える。</p> <p>「我が事・丸ごと」を進めるとなると、福祉の各分野は制度も財源も違うのにどのように統合していくのか。施設の共用などは一部可能だとは思う。</p>
中島委員長	<p>もちろん各施策は、それぞれの法律に基づき違う財源を持っている。今大事に考えるべきことは、基盤づくりとしての「包括的な相談支援体制」を整備するということ。どうしても複合的な課題を抱える世帯が多くなっているが、それらは生活困窮者の支援事業の中で見えてきた部分が多い。今までの制度では両方をいっぺんに支援することは難しかったが、包括的な相談支援体制の中においては、課題のキャッチさえできればアセスメントにより、それぞれの施策で対応していける。具体的には80歳の高齢者が特養に入ることになった場合、高齢者分野のみの対応だと、母の年金で暮らしていた50歳の精神疾患のある息子への対応が、放置されてしまうことがあるというようなケース。</p> <p>包括的な相談支援体制をどう整備していく方法として、一つにワンストップ窓口を作るというもの、さらには各課の窓口はそのままだが、ケースによって関係各課とカンファレンスをしっかり開くという体制を作る方法がある。法改正に沿った内容の改正をしていくためには、この委員会だけで考えていくのは少し厳しく、障害、高齢、子どもの計画の委員会との連携が必要になってくる。今までの支援体制はそのまま、横串で総合化していくという所が弱かった。その支援強化を今回、国が言っている。</p> <p>所沢市でも総合窓口を作り、総合化していこうという努力はしている。</p>
根本委員	<p>横断的な体制は、必要なことだと思う。</p>
中島委員長	<p>現実的に総合窓口のどこが難しいかというと、窓口に座る人が困りごとを横断的に受け止めることのできる広い知識が必要となってくる。高いレベルの専門性というか、個々の課題をどこと連携すべきかと判断できるスキルが必要となる。</p> <p>県は次期計画で、住宅についても盛り込みんだが、「居住支援協議会」についても触れている。これは国交省管轄の分野ではあるが、厚労省老健局も一緒に動いている。賃貸住宅の大家さんとつながり、住宅困難者に住宅を提供する大家さんを増やそうとしている。今は生保のケースワーカーが理解ある大家さんに人脈で見つけることも多いが、困難が伴うと聞く。県の計画でも、多方面からは是非と言われた部分である。</p>
渡辺委員	<p>総合窓口などの利用者は、誰が見つけてくるのか。民生委員なども支援が必要な人を窓口につなぐのだろうが、民生委員の負担も多いようである。一般のボランティアだけで地域の活動をするには無理があるようである。報酬を払ってでも、(支援の必要な人を見つけてつなげる)専門の支援員のような人を作るべきでないかを感じる。</p>

	<p>今所沢市でも、総合相談窓口が出来て専門職がいる。2階にはこども支援センターがあり、高齢者は市内の包括支援センターが相談窓口にもなっていて、総合化した形で体制が作られつつある。実は相談しに行く人は、最初から専門的なところに行くかどうかというところでもなく、身近な人に「こんなことを相談してもいいのか」とちょっと相談をしてからが多い。バランスが大事。</p>
神武副委員長	<p>実際活動している人間としては、計画などがあろうとなかろうと、やるべきことはやると考える。子ども食堂も障害者の関係もやっている中で、コミュニティカフェに来る高齢者の人も輪に入ってきていて、良い活動になっているが、法律や新たな仕組みができたりするととても混乱する。</p>
植村部長	<p>未来館の説明をさせていただきたい。先ほど先生からも「(所沢市として)福祉の総合相談ができつつある」とあったが、市としての設置に至る思いは、まさに包括的な相談体制を整えるためのもの。何かお困りごとがある方をまず受け止めるのは、生活困窮相談を行う担当者が行っているが、その後ろには障害者の基幹相談、障害就労相談などが控えている。最初に受け止めた担当者は社会福祉士などの資格があるので、世帯全体の話を聞き、必要に応じて多機関へつなぐということをやっている。地域福祉計画の相談事業に関する部分は、一歩づつは進んでいるのかと感じている。</p>
中島委員長	<p>未来館ができたことは、市民にとって大きなメッセージになっている。若いお母さんが気軽に来られる場所に、発達支援センターがあるのは、発達支援の早期発見につながることもなるし、地域福祉センターで福祉に触れる機会が多くなるというメリットもある。</p>
西川委員	<p>子どものことで相談を受けても、親御さんのケアが必要な時も多い。市との連携も必要なことも多く、コーディネート力が求められる。受け止めるところの人材については、相談者の訴えと抱えていることが違うことも多く、違うケアが必要になることもある。受け止めの部分が大事なのだと感じる。</p>
中島委員長	<p>この委員会をぜひ活用して行って欲しい。事務局からも説明があったが、「市内地域福祉推進連絡会議」の要綱も作っていただいてあり、横断的に動いていく組織体制は整っている。このように体制づくりもやってきているので、国が進めていることに恐れることもなく、所沢らしく計画を作っていけばよい。そのうえで、今回の提言書について、柱を作っていけないといけないが、ご意見はあるか。</p>
岡村英雄委員	<p>県の計画にもあるが、「子どもの貧困」について社会的にも問題になっている。どう向き合っていくか。西川委員からも子どもの問題でなく親のケアが必要なケースも多いとの話であった。地域福祉として、考えていかなければいけない部分ではないか。</p>

中島委員長	<p>法改正があったので、子どものことは入れていきたい。子どもの貧困を考えると、親に養育力がなかったり、障害があったりする。虐待でも親の精神的な部分の問題にもつながる。そういった意味で子どものことは盛り込んでいきたい。</p> <p>県が子ども食堂の調査をした、全国的にも孤立死のことは問題となっている。県で虐待防止条例ができたりもしている。これは狭山市での虐待死の事件が影響している。虐待は、防止するだけではだめで、併せて養育者の支援が必要である。</p>
神武副委員長	<p>次の地域福祉計画では、寄附や資金のことを入れていって欲しい。やはり活動には資金が必要である。県のシラコバト基金のようなものが市にもあると活動しやすい。</p>
石渡委員	<p>障害者差別解消の条例が市にもできる。実効性のあるものにするために、こういったことを盛り込んでいくのも大事だと思う。</p>
柴井委員	<p>活動の中で感じることだが、単身の高齢者、特に85歳以上が多いが、そういった人の支援の問題も考えていきたい。</p>
中島委員長	<p>県計画でも「単身化」の問題を大きく取り上げようという動きがある。若者の非婚化ともつながる問題。高齢者も含めた社会全体の単身化、一人暮らしの問題である。</p>
我妻委員	<p>「地域包括支援センター」が、色々なところに出てくるが、資料6によると現在は存在しないように読み取れる。</p>
中島委員長	<p>計画の中にも、柱の中に見えなくとも地域包括支援センターのことは含まれる。今回、県計画では「機能強化」を謳っている。地域福祉を進めるうえで、重要な機関である。</p> <p>提言に盛り込むことについて悩むが、「人材の確保」の問題がある。(福祉現場での)人材確保は、本来は県の役割であるが、施設等では喫緊の問題であり職員不足で受け入れができないなどもある。市としての方向性を定め、市計画に盛り込んでいけるのが議論が必要。また、住宅の問題も、かつて県で実施していた「アスポート事業」として支援していた時代があった。生活困窮の制度が出来てなくなったが、どう考えていくかというところ。福祉部局だけでは進められないこともある。</p>
清水委員	<p>地域づくりのところで、社会的孤立、生活困難者というのがありますが、生活困窮の相談者が増加することが予想されるので、そのあたりも押さえておいた方が良いと思う。</p>
中島委員長	<p>生活困窮者の問題は、地域包括支援センターの相談にも、低年金の相談や息子・娘さんの持つ課題や、障害者施策とも絡んできている。大事にしていかなければならない部分。</p> <p>では、今出てきたのが「子どもの貧困(を含めた親の問題)」「寄附文化」「障害者差別解消法」「一人暮らし」「生活困窮・生活困難者」さらに「人材」「住宅確保」などの部分を、事務局として整理していきたい。</p> <p>本日の議題は、ここで終了とする。事務局から何かあるか。</p>

事務局

(遠藤主査)

事務連絡

- ・ 未来館運営事業について（未来館まつり等の自主事業、ボランティア協議会との意見交換会 等）
- ・ 配付をチラシの案内
- ・ 今後の予定（作業部会の日程を調整する）

斎藤センター
長

4. 閉 会

閉会を宣言した。

第2回会議録として承認する。

委員長署名